



海外投融資の概要

2011年2月25日

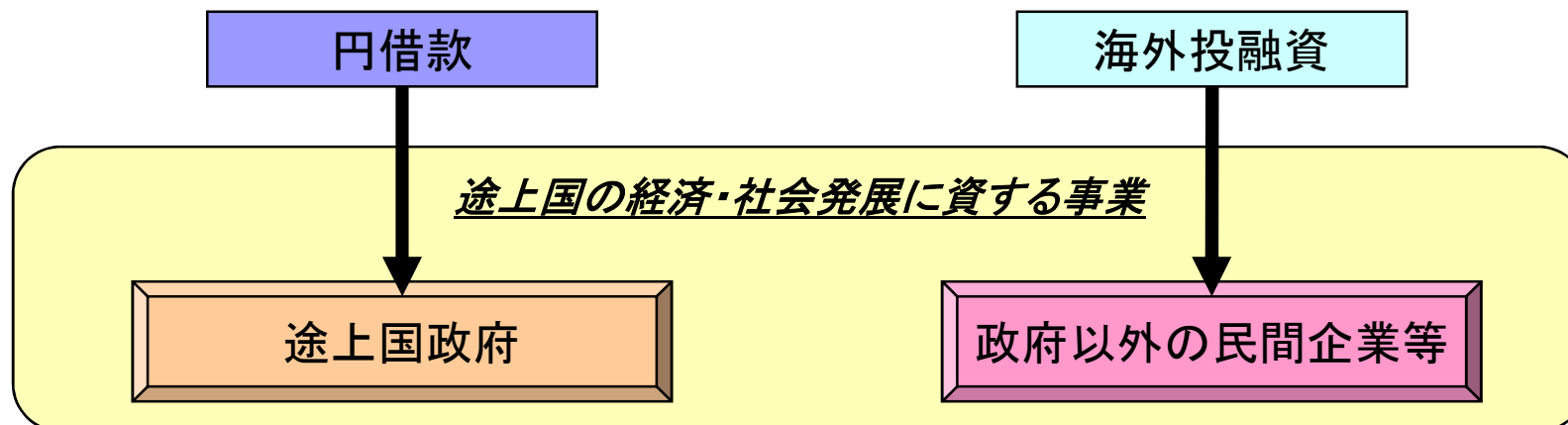
国際協力機構

海外投融資とは

- 独立行政法人国際協力機構法 第13条第1項第2号ロ

「我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。」

- 民間セクターを通じた途上国の開発促進のため、途上国において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援するもの。

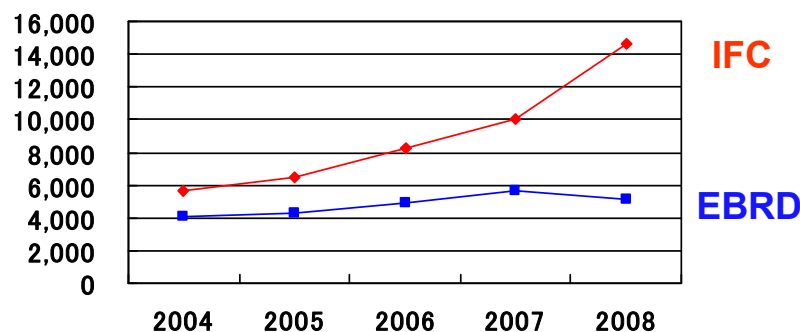


民間セクターを通じた途上国の開発支援

- 「経済成長において民間セクターの発展が重要」「援助の受益者(貧困者)の多くが民間セクターに属している」という観点から、国際機関、欧米ドナーとも民間セクター支援を近年大幅に強化している。(下表参照)

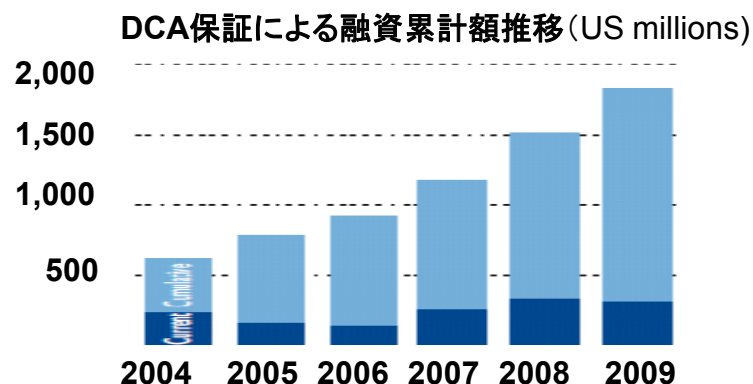
IFC(世銀グループ)、EBRD(欧州)

(通貨単位: IFCはUS millions、EBRDは€ millions)



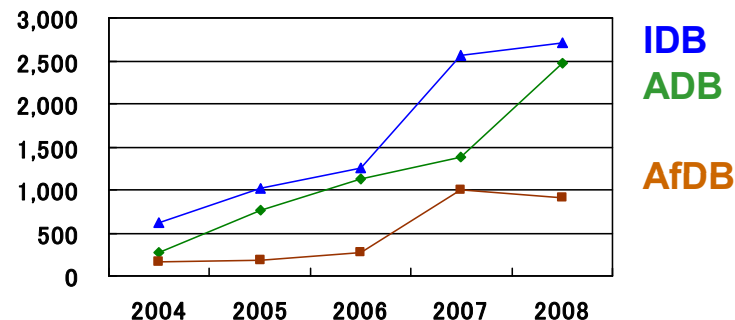
USAID(米)

民間金融機関の融資に対する部分保証制度(DCA: Development Credit Authority、総額180億ドル以上)



IDB(米州)、ADB(アジア)、AfDB(アフリカ)

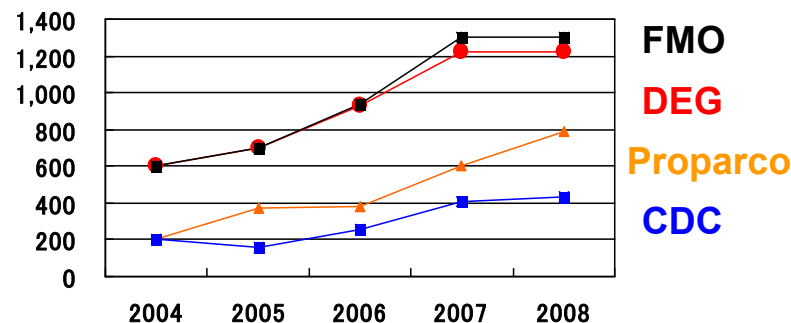
US millions

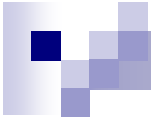


DEG(独)、FMO(蘭)、Proparco(仏)、CDC(英)

(※CDCのみ通貨単位£ millions)

€ millions





これまでの経緯

平成13年12月： 特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）

「廃止することとし、14年度以降は、13年度末までに承認済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行う。」

平成22年6月： 新成長戦略（閣議決定）

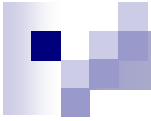
「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る。」

平成22年12月： 第6回パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合

「具体的案件の実施を通じて ①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」を年内に開始し、年度内に再開を実現 する」

平成23年1月： 新成長戦略実現2011（閣議決定）

「JICA の海外投融資について、具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、年度内に再開を実現。」



「開発効果の高い案件」: 支援対象分野(案)

1. MDG・貧困削減: 貧困層を直接受益者とする事業を支援。

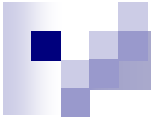
- 例: ・貧困層の金融アクセス拡充
(マイクロファイナンス等)
・貧困層の生活を向上させるビジネスの支援
(BOPビジネス等)

2. インフラ・成長加速化: 貧困削減に向けた生活・成長基盤を整備。

- 例: ・貧困層を対象とするインフラ事業
(保健・教育等の社会インフラ、農村電化/給水や地方道路等の地方インフラ)
・成長を通じた貧困削減が期待される事業
(電力、運輸、上下水道・廃棄物処理等のインフラ)

3. 気候変動対策: 気候変動等により貧困層が蒙る負の影響を予防・軽減。

- 例: 植林、農協等の災害保険、試験的な省エネ・公害対策等

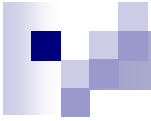


「リスク審査・管理体制の構築」(1/2)

過去の実施案件に関して外部の機関が行った第三者評価結果やその他の過去の教訓を踏まえリスク審査・管理体制を構築する。主な施策は以下のとおり。

1. 個別案件の審査・リスク管理

- リスク管理： 最新のリスク分析手法を導入し、分析を慎重に行う。
- 退出方針（出資）： 開発成果や財務的持続性を踏まえた退出方針を事前に制定する。
- 相手国政府からの支援： 審査時に事業ホスト国政府の支援体制を確認するとともに、JICAが有する途上国政府とのネットワークを活用し、事業の審査及び監理の段階において政府側に支援を働きかける。
- ファンド： ファンドマネージャーの能力・経験、固定費用の妥当性、優良なサブプロジェクトの積みあがり状況、ファンドからの退出計画等、徹底した確認をする。



「リスク審査・管理体制の構築」(2/2)

2. 実施体制

- JICA内部： 部門間の相互牽制が働く内部体制を確立する（一次審査・チェックを行う事業担当部門、二次審査・チェックを行う審査担当部門、債権保全関連確認を行う債権管理担当部門）。
- 外部の知見の活用： 法務及び財務面のチェックに弁護士及び財務コンサルタント等を活用する他、外部有識者による委員会（海外投融資委員会）を設ける。また円借款と同様、JICAが審査結果を外務省・財務省・経済産業省に報告し協議を行うプロセスを制度化する。

3. 環境社会配慮

- JICAの新環境社会配慮ガイドラインを適用し、個別企業情報及び守秘義務に配慮しつつレビュー結果を公表する。

4. その他

- 事前評価及び事後評価を案件毎に実施し、個別企業情報及び守秘義務に配慮しつつ結果を公表する。

海外投融資：新しい制度のあり方

途上国にとっての メリット

- 海外投融資を通じて当該国の貧困削減・経済発展に寄与。
- 海外投融資による支援についても、技術協力を動員することにより付加価値を与える（制度作りの支援等）。



JICAの強みである

- ・途上国政府との強い関係、ネットワーク
- ・途上国における豊富な経験
- ・技術協力等さまざまな支援との有機的連携を活用。

民間企業の 支援

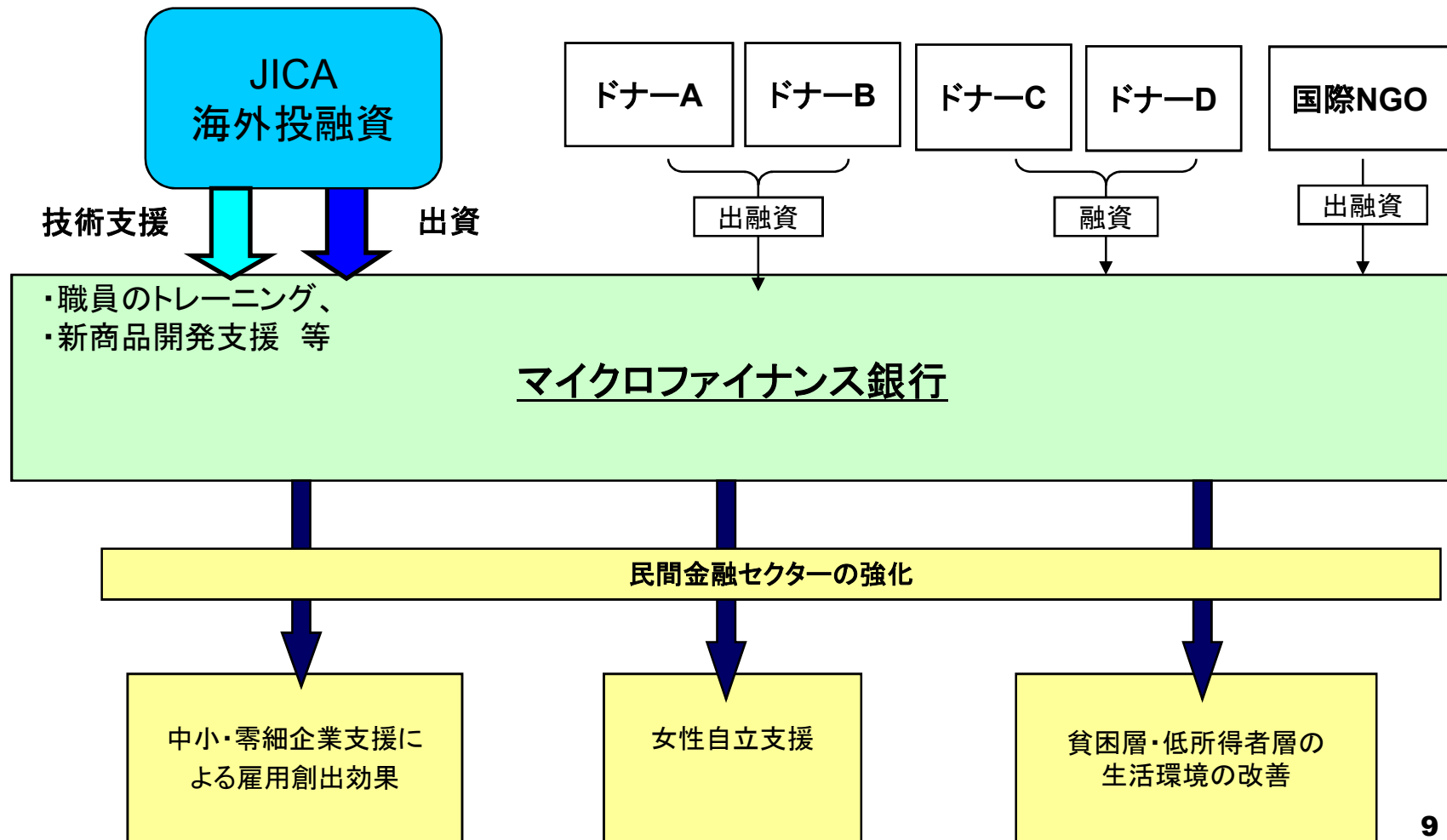
- 途上国政府の義務履行に関するリスクについて、JICAが政策提言や政策策定支援等を行うことにより、リスクを軽減。
- 中小企業への支援も検討する。

NGOとの 協働

- 技術協力の実施等において、NGOとの協働を積極的に検討。（マイクロファイナンス事業での、日本のNGOによる商品設計のための技術協力等）

支援イメージ： マイクロファイナンス

途上国のマイクロファイナンス銀行を通じ、貧困層及び低所得者層へ融資を提供することにより、生活環境の改善や雇用創出を図る。



支援イメージ： PPPインフラ事業

途上国都市圏における上水供給事業

河川の表流水を水源とした民間による浄水場建設、送水管敷設。

